

第188回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) みどり国際交流ラウンジ管理運営委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 研究に係る申請の電子化及び電子上の処理・管理について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(3) 臨床検査システムの電算機結合開始について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(4) クラウド型メール共有ソフトの利用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(5) 横浜市障害福祉サービス事業者の書類審査の業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(6) 障害者自動車燃料費助成事業に係る福祉保健システムの改修及び運用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(7) 横浜市収入金の口座振替収納データ伝送業務委託について</p> <p>(8) 在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告</p> <p>ア 港南台第二保育園防犯カメラ運用事務</p> <p>イ 野庭第二保育園防犯カメラ運用事務</p> <p>ウ 旭区市立保育所防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 国際園芸博覧会招致推進事業</p> <p>イ 市街地開発事業による整備効果検証のための人口動態調査業務</p> <p>ウ 駐車場法第12条から第14条に基づく届出受理事務</p> <p>エ アットホームスタディ事務</p> <p>(3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>横浜市マイナンバーカード臨時申請窓口における予約システム導入について</p> <p>(4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜市中心企業融資制度事業</p> <p>イ 市営バス乗務員に係る添乗調査</p>
-----	---

	<p>(5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告 横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託 (#ヨコハマポジティブエイジングフォトコンテスト)</p> <p>(6) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託についての報告 横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託 (#ヨコハマポジティブエイジングフォトコンテスト)</p> <p>(7) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告 管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム 移行データ作成業務委託</p> <p>(8) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告 審査請求に係る審理及び裁決に関する事務</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (2件)</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (1件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和3年1月23日～令和3年2月19日)</p> <p>(2) WEB会議システムの利用に係る庁内ルールについて</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和3年2月24日 (水) 午後2時～午後4時45分
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと4
出席者	中村委員、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員
欠席者	土井委員
開催形態	公開 (傍聴者なし)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)から(8)までについて、承認する。 ・ 報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第188回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員から御欠席の御連絡をいただいております。大谷委員は15時15分になりましたら御退席されますが、ほか7名の委員は開始から終了まで御出席をいただきますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p>

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしく願いいたします。

(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第187回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。

(三品委員) 会議録案20ページの上の方の、私の発言について、「自動車任意保険は車両ごとに契約しているわけではないと思います」云々となっていますが、「自動車任意保険は車両ごとに契約されていると思います。ただ1台や2台では済まないでしょう」という趣旨で言ったのかと思います。そこを訂正させていただけますか。車両ごとに契約していると思いますが、その後の審議会への報告は、保険会社に新たに保険加入する場合だけ類型報告をしており、一つの保険会社について1回の類型報告ということではないかという理解でおります。そこを訂正してください。

(事務局) 具体的にどのような文言にすればよろしいでしょうか。

(三品委員) 「自動車任意保険は車両ごとに契約しているものとは思いますが、ある保険会社に新たに保険加入する場合だけ類型報告をしているということで合っていますか。」ではどうでしょうか。

(事務局) はい、そのように修正します。

(中村会長) ほかにどなたか御意見はありますか。特に御意見がなければ、今の三品委員の発言を訂正させていただいた上で承認としたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】みどり国際交流ラウンジ管理運営委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) まず、案件1「みどり国際交流ラウンジ管理運営委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(三品委員) 9ページの「委託先個人情報保護管理体制」で、委託事業者の「個人情報保護関連資格等」に全く記載がありません。予算の問題もあり、損害保険に加入することも難しいのでしょうか。

(所管課) 予算の関係もあり、現在のところ個人情報の関係の損害保険に加入する予定はありません。

(鈴木委員) 設立間もない法人ということですし、この受託法人は存じ上げませんので、一般論としてお話しします。支援に関しては、熱心でスタミナや能力を持った人が集まっていると思いますが、一般的に管理の視点が弱いことがよくあります。所管課が受託者の個人情報保護の管理体制を引き続きよく確認するようにしてもらいたいです。

もう1点お聞きします。7ページの「5 取り扱う個人情報」で、相談内容を記録すると説明がありましたが、相談内容の記録には宗教や民族に関わるようなことが含まれる可能性はありますか。

(所管課) 1点目の個人情報の管理については、スタッフには市民活動支援センターに勤務している職員も多く、それらの職員に対しては今までも研修を十分行っています。新しく採用する職員も含め、緑区の地域振興課が責任を持って定期的に個人情報保護についての研修を行っていきます。

2点目について、基本的には宗教についての確認は行いません。例えば、食事のイベントをした場合、宗教上の理由からハラール食が必要な方がいるでしょうが、特に宗教を聞いて用意するわけではなく、最初からハラール食の場を設けます。宗教を確認してから何かをするイベントの予定はありません

(鈴木委員) あらかじめ確認するかどうかという質問ではなく、相談内容に含まれる可能性があるのではないかとという質問です。

(所管課) 「対象者1 相談者」の相談に、宗教に関係する相談があれば、相談内容に宗教が含まれる可能性はありますが、「個人情報の種類」の「相談内容」の項目で読み込みます。

(鈴木委員) 宗教が含まれるならば、10ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」に該当しませんか。

(所管課) 宗教等は相談内容として想定はされますが、国際交流ラウンジでは、それを記録して改善を図ったり、どこかにつなぐサービスは行っていません。相談者が話した宗教等の情報を使って何か課題解決につながる状況は想定していません。

(中村会長) 課題解決につながるかどうかは別として、相談内容として聞き取った宗教等がメモ等で残されることはありませんか。

(所管課) 職員等へは、宗教等は記録から外すように研修をしていく予定です。

(中村会長) 聞き取ることがあったとしても、紙データや電子データとしては残らないという趣旨ですか。

(所管課) そのとおりです。相談を受けても具体的な宗教名は残しません。

(吉田委員) 相談を受けるからには、解決のための提案をするのだと思いま

す。外国人相談は、経済状況や、病気になってどうしたらいいかという相談が想定されます。それを記録しないことはあり得るでしょうか。

(所管課) 今の質問は、10ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」「④心身の状況」に何も印が付いてないことについてでしょうか。

(吉田委員) はい。趣旨は鈴木委員や中村会長と同じで、漏れている項目がたくさんあるのではないかという質問です。もう少し検討が必要だと思います。相談で対応する間は、相談で聞き取ったことはしばらく記録されるわけですね。

(所管課) 国際交流ラウンジはあくまで専門の相談機関につながるところです。「心身の状況」については、医療関係の専門知識を持つ人はいませんので、心身の状況等について相談されてもその場で何か確認は行いません。相談された場合には医療通訳の派遣ボランティア団体などを紹介する形になります。国際交流ラウンジが健康状態や病歴等の立ち入った情報を聞くことは想定していません。

宗教等についても、先方から話があれば聞くことはあるかも知れませんが、それで対応を変えることはありませんし、記録に残すことも想定していません。

(中村会長) 委員の考え方と少し異なるのかも知れませんが、心身の状況や宗教等の情報を「絶対に収集しないから、この『個人情報を取り扱う事務開始届出書』にチェックしなくていい」と考える必要はありません。もし収集してしまう可能性があるのなら、チェックした上で届出書を提出したほうがいいのではないかと思います。

(所管課) 1点目の宗教等の項目については、私どもとしては特に考えはありません。

2点目の心身の状況等については、国際交流ラウンジでは健康状態を聞いて何か対応を変えることはなく、単にボランティアの紹介をするのみですが、記録として全く収集しないかということ、健康状態や病歴等は収集の可能性があるため、そこは修正したいと思います。

経済状況については、例えば医師に掛かるに当たり、財産がどれだけあるかなど先方に不安があるかも知れませんが、そういった点を踏まえ、収入状況などの項目にはチェックを付けたいと思います。

(事務局) 事務局から補足します。所管課から、健康状態、病歴にチェックを入れると訂正がありましたので、事務開始届出書の「要配慮個人情報を含む場合はその旨」の欄は「含む」に変わります。

(中村会長) 所管課でそのような対応をとることを踏まえて、ほかに御意見御質問はありますか。

(吉田委員) 我々の関心としては、横浜市が情報としてこれらの項目に挙がっているようなものを保有することになるのかということを知りたいのです。鈴木委員からの質問にもあったように、意図していなくても、医療や学校についての相談にも宗教が関係する可能性があります。有名なところでは「スカーフを付けて学校に行っていいか」という話などがあります。相談内容に出てきて記録すれば、「なぜ収集しているの

か」と聞かれてしまうでしょう。相談とはそういうものだと思います。情報として記録しないことが本当にできるのでしょうか。

(所管課) 医療相談があっても、国際交流ラウンジの職員は医療的な知識を持っていません。病院に行くときに、通訳をするボランティア団体に連絡を取るのみです。それ以上立ち入ったことを聞くことは考えていません。

(中村会長) 所管課と委員とで、どうも認識がずれているのかなと思います。この事業のために、相手から何か情報を積極的に収集することがないというのは分かります。ただ、相談等では、何か質問したとき、あるいは相手から相談を受けるときに、こちらが予期しない情報が出てくる可能性があります。しかも、それは記録に残しておかないと、ほかの担当の人に引き継げないこともあり得ます。そのようなことが、もしかすると宗教的な情報がデータとして残ることになるかも知れません。そのようなときのために、やはり取り扱う可能性のある情報として、届を出したほうがいいのではないかというのが、審議会委員の意見ではないかと思います。

(所管課) みどり国際交流ラウンジは、市内で11番目の国際交流ラウンジですが、他所の国際交流ラウンジでも宗教等の情報は収集しないということで、この審議会でも個人情報を取り扱う事務開始届出書が受理されていると聞いています。私どももそれにならって事業を実施していると認識しています。

(事務局) 事務局から補足します。今、所管課から説明があった件ですが、鶴見区の国際交流ラウンジについて過去に審議した実績があります。それに伴い、個人情報を取り扱う事務開始届出書も提出されています。

今回の審議資料は、その時の資料を参考にして作成しました。所管課の説明のとおり、同じサービスをするものですが、当時の個人情報を取り扱う事務開始届出書には、宗教等の項目にはチェックが入っていません。おそらく、それらの情報は、積極的に取り扱わず記録を残さないという前提と整理されて、チェックを入れていないのだと推測されます。

(中村会長) 以前の審議会の審議でその指摘がなかったということはあると思います。所管課で、それは絶対に情報として収集しないということならば、それ以上この審議会でもどうこうという話ではないのかも思います。委員の方々、それでよろしいでしょうか。納得できないところもあるかも知れませんが。

(事務局) 事務局から念のための補足をします。今回、もし事務開始届出書の「個人情報の記録項目」に宗教等を追記することになると、個人情報保護条例第8条第3項に基づき、別途審議事項となります。今回は審議事項にはなっていないので、追記するならば、改めて審議をする必要があります。過去も恐らく、積極的に取り扱うものではないと整理していたと推測します。

(中村会長) 分かりました。ほかに御意見はありますか。

(板垣委員) 審議事項にしなければならぬならば、一度持ち帰って検討し

てもらえますか。検討した結果、宗教等含めるべきであれば、次回、改めて案件として提出してもらえればと思います。

(所管課) 3月7日に国際交流ラウンジを開設する予定なので、次回の審議会に持ち越すことは想定していません。

(事務局) 個人情報保護条例上も、思想、信条、宗教については、公益上特に必要がある場合でなければ取得してはならないという規定があります。国際交流ラウンジの相談は、そこは踏み込まない相談にとどめるということで業務を設計していると思いますので、この点については、事務開始届出書の「個人情報の記録項目」にはチェックを付けず、取り扱わないこと、相談があっても記録にとどめないことを周知してもらうのがいいかと思います。相談と言うと、いろいろなことが相談されるのでしょうが、どのように相談対応をするかは業務上の設計があると思います。その設計で、宗教等の記録をすることは考えていないということでしょう。

(中村会長) 今回については、3月7日に開設を予定しているということですので、今の事務局の説明を前提に承認したいと思います。「どうしてもそれは駄目だ」という強い意見があれば別ですが、いいのでしょうか。

(吉田委員) 今回は開設が迫っていることと、記録をしない方針ということで了解しました。ただ、相談といった時に、例えば「学校給食が食べられない」といった相談でも、宗教が理由の場合もあります。外国人相談の場合、常にそうした情報が関係することは否定できないと思います。一つ審議事項が増えて面倒になりますが、今後、相談が含まれる業務については、取り扱う個人情報の記録項目として何が想定されるのか、もう少し慎重に検討してもらいたいと付言します。

(中村会長) 吉田委員の意見はもっともだと思います。そのように会議録に残した上で、今回の案件1については承認するというところでよろしいでしょうか。

(鈴木委員) 吉田委員の御発言に加えてお伝えします。「審議事項が増えるのが嫌だから、宗教に関する情報を取得しない」ということではなく、現場で実際に相談に来る人にとって必要であれば、審議を経る手間をかける甲斐もあるでしょう。そういった視点で、今後の運営の中でよく検討してもらえたらと思います。

(事務局) 先行する国際交流ラウンジがありますし、運営している区役所の所管課同士の会議などもあると思います。そのような場で、実態として宗教に関わる相談を受けて記録せざるを得ないことがないのかを確認してもらい、過去に事例としてあったならば、今回の緑区だけでなく、ほかの国際交流ラウンジについても改めて諮ることも必要になると思います。どこかで検討してもらえればと思います。

(中村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】研究に係る申請の電子化及び電子上の処理・管理について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件2「研究に係る申請の電子化及び電子上の処理・管理について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(事務局) 事務局から、資料の一部訂正の御連絡がございます。お送りしました審議資料では、22ページから27ページまでに6通「個人情報を取り扱う事務開始届」が添付されていますが、27ページの次に入るべき事務開始届出書1通の添付が漏れていました。当該1通は、追加資料を郵送させていただいた際に同封しております。事務開始届出書は合わせて7通です。失礼しました。連絡は以上です。

(中村会長) 今、事務局が言った追加資料は、「動物実験審査申請に係る管理業務」についての個人情報を取り扱う事務開始届出書のことですか。

(事務局) はい。

(板垣委員) この案件は、申請者の個人情報を取り扱うという理解でいいでしょうか。

(所管課) はい、そうです。

(板垣委員) 今までは紙媒体でのみ申請を取り扱っていたのですか。

(所管課) そうです。

(板垣委員) 自分が所属する機関でも、動物実験や遺伝子組換えについての申請の審査をしているので、興味深く資料を拝見しました。個人情報の観点ではそんなに問題になる話ではありません。動物実験の書類は、個人情報以外でもいろいろ取扱注意の情報があるのは、当局の人のほうがずっとよく御存じのはずです。その辺りに気をつけてもらえればと思います。

(所管課) はい。

(三品委員) 全体としては問題ないと考えています。7つある個人情報を取り扱う事務開始届出書の3つ目の「安全保障輸出管理に関する外国人受入れに係る事前確認業務」で、外為法（外国為替及び外国貿易法）の問題があるとのことですが、恐らく留学生や訪問者のことかと思いますが、ここで言う外為法上の具体的な懸念とはどんな場面を想定しているのですか。

(所管課) 外為法の懸念対象国と言われているところから、「大学院生として横浜市立大学に興味がある」と連絡が来たとき、それを受けるかどうか判断に使うものです。懸念対象国は経済産業省によって17か国が指定されていますので、それに基づいてこのように記載しています。

(中村会長) 記載の仕方の確認をしたいのですが、今回の事務の委託については、17、18ページの「4 個人情報の管理体制」の「受託者におけ

る保管」の項目のところに「無し（市内部の作業のみ）」と書いてあります。それでいいでしょうか。

(所管課) はい、大学内での作業です。

(中村会長) すると、20、21 ページの「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」についての記載は、本来は必要ないことになりますか。

(事務局) 「受託者における保管」があるかという点では、特に保管はしません。ただし、「作業を実施機関の施設内部のみで行う」と言えば、作業自体は受託者の事業所で行う場合もあり得るので、この記載をしました。

(中村会長) 分かりました。そのような考え方であればいいです。

22ページ以降の、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の一番右下の「外部委託が有の場合の委託先での電算処理」は「無」でいいでしょうか。

(事務局) 御指摘のとおり、こちらは「有」が正しいかと思います。7件分、修正します。

(中村会長) 「動物実験審査申請に係る管理業務」の「個人情報を取り扱う事務開始届出書」で、「個人情報の記録項目」の「⑤社会生活」の「職業・職歴」にもチェックが入るのではないかと思います。

(所管課) こちらは研究者の「教授」「助教授」などの職位だけを記載する欄があるので、「地位」だけにしています。

(中村会長) 19 ページの「5 取り扱う個人情報」に、業務ごとに個人情報の種類が記載されていて、ほかにも「職位」とだけ書かれている業務がありますが、それらも全て「職業・職歴」と「地位」の両方にチェックが入っています。「動物実験審査申請に係る管理業務」に関しては「職業・職歴」にチェックを入れなくていいという趣旨ですか。

(所管課) 内部でも検討しましたが、職層のみの記載なので、「地位」という項目を使って「職位」だけであると示そうと考えています。

(中村会長) 分かりました。ありがとうございます。

(大谷委員) 遺伝子関連業務等システムの受託者について、個人事業主であって1人が担当するようです。長期にわたって使用されるシステムですが、1人で担当することが現実的なのでしょうか。一旦構築すれば終わりではなく、構築以降も継続して使われるのであれば、特にデータを保管することになる外部サーバーとの契約などについては、大学が直接契約当事者となって契約するなど、持続可能性を高める必要があるのではないかと思います。その辺りの契約関係はどのように考えていますか。

(所管課) サーバーも含めて受託事業者に契約してもらいます。御指摘のとおり個人事業主で、構築の段階では1名です。今後、継続して本学のこの案件を取り扱うに当たり、従業員を雇う等の予定があると聞いていますので、継続性はあると思っています。

この個人事業主が何かあったときの懸念もありますので、サーバーを大学で管理することも引き続き検討します。

(大谷委員) 問題意識を持っていることは理解できました。個人事業主であることが問題というわけではありませんが、組織ではありませんので、データの管理の仕方やバックアップサーバーなど、持続的なシステムの利用が可能になるような対応を勧めたいと思います。

(中村会長) ほかに御意見はございますか。それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】 臨床検査システムの電算機結合開始について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件3「臨床検査システムの電算機結合開始について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。なにかございますか。

(中村会長) 特にないでしょうか。それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】 クラウド型メール共有ソフトの利用について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件4「クラウド型メール共有ソフトの利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 今回はサイボウズ社の「メールワイズ」を使うということです。35ページの「3 審議に係る事務」の「必要性・効果」の欄に、「同種ソフトとの比較で導入実績が多く、信頼性がある」との理由が掲げられています。この検討された同種ソフトにはどんなものがありますか。

(所管課) 今回のサイボウズ社のものも含めて4社ほど検討しています。株式会社ラクスの「メールディーラー」、株式会社エイジアの「ウェブキャスメールセンター」、株式会社インゲージの「リ：レーション」等です。それぞれ機能等の比較もしています。

選定の理由としては、必要最低限の機能に対応していることや、ユーザー数のプランで低価格で導入できることなどです。また、当院では既

存の院内の電子カルテでサイボウズ社のポータルサイトを利用しています。同社製品を使うことで安定感があることも選定理由です。

(三品委員) 分かりました。ありがとうございます。

(板垣委員) クラウド型メールソフトとはどのようなものでしょうか。職員がメールをやり取りするのではなく、申込みや予約を取りたい人が専用のメールフォームに入力すると、職員全員に分かるようになる仕組みなのでしょうか。

(所管課) 通常のメールのイメージとほぼ同じですが、通常は1対1の関係であるところ、クラウド型にすることにより、1人のメールが職員全体で受け入れて共有でき、どのような対応をしたかなど、進行を同時に確認できる利点があります。

(板垣委員) ある部局の係員全員がメールを共有する形になる、係員全員にメールが送られる形になるということでしょうか。

(所管課) あとは、メールの進捗管理や、共有で見ている人のコメントを確認できたりもします。組織でメールを管理できるということです。

(板垣委員) イメージがよく分かりません。具体例を教えてください。

(所管課) 例えば人間ドックの申込みで、3月1日を希望する人がいたとします。その方が、我々の用意しているホームページ上から、「3月1日に人間ドックに申し込みたい」と書き、氏名、住所、日にちを記載し、「申込」のボタンを押します。すると、その申込内容が、我々のメールワイズのアドレスに届きます。それに対し、メールを共有した職員の中の誰かが「3月1日は大丈夫」「定員まで予約があるため今回は受けられない」などと返信します。

通常のメールソフトでは、どの職員が返信したのか分かりませんが、クラウド型メールソフトでは誰がどう対応したかを職員全体で共有できるので、二重に返信したり、返信漏れをしたりすることがありません。

(板垣委員) ありがとうございます。よく分かりました。

(加島委員) 横浜市には、ほかにメールワイズを使う部署はありますか。

(所管課) 私どもで確認した限りでは、横浜市の職員の部署としては、ないと思われま。

(加島委員) 市民病院で初めて使用するということですね。

(所管課) はい。市の外郭団体や関連部署では、導入しているところがあるようですが、サイボウズ社に確認したところ、「個々の団体名や企業名は明らかにできない」ということでしたので、具体的には分かりません。

(中村会長) ほかに御意見御質問はございますか。ないようでしたら、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5)【案件5】横浜市障害福祉サービス事業者の書類審査の業務委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件5「横浜市障害福祉サービス事業者の書類審査の業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 個人情報も含め、健康福祉局では公益社団法人に対し、どのような監督の仕組みをとっていますか。

(所管課) 法人に対する監督は都道府県が行います。この場合は神奈川県が行うこととなります。この事務そのものについては、我々で事務の進捗や進め方も含めて相談しながら実施していく予定です。

法律で非常に細かく定められており、障害者総合支援法の省令や政令で、この受託法人については、利用者からの苦情処理に関する措置や書類の保管、個人情報の取扱いについても、「法令により、公務に従事する職員とみなす」とあります。市町村職員と同じようなことが義務付けられています。

(板垣委員) そのようですね。指定受託事務法人の職員が、例えば、守秘義務についてはみなし公務員の規定になっていますね。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) 受託事務法人との間には、なにか協定か規約のようなものは結んでいますか。

(所管課) 個人情報だけでなく事務についてでしょうか。

(板垣委員) 個人情報に限らずです。

(所管課) 協定を結んで実施することになります。

(板垣委員) その協定に基づいて監督をするということですね。

(所管課) そうです。

(中村会長) 取り扱うのは全て文書という話がありましたが、指定事業者からの問合せ対応ではメール等のやり取りもあろうかと思えます。それは電子データにはなりませんか。

(所管課) メールそのもののやり取りはありますが、それをWordやExcel等電子データに返換して別管理する予定はありません。紙文書と同様の取扱いと考えています。

(中村会長) メールの内容として個人情報が記載されていたり、メール自体に個人のメールアドレスが使われるかも知れません。それも個人情報に当たるかと思えます。そのような情報の管理や廃棄はどう考えていますか。

(所管課) メールに関しては、こちらで管理している事業所の組織メールアドレス宛になるかと思えます。アドレスの管理に関してはしっかりとやります。やり取り記録表という形で、どこにいつメールを送ったか

の記録を管理します。メールアドレスについて、記録があちらに残る形にならないように指導していきたいと思います。

(中村会長) 事務局に取扱いについて聞きたいのですが、このメールについては、電子データとして廃棄方法を定めておく必要はないでしょうか。

(事務局) 通常の業務で単にメールをやり取りしているという範ちゅうであれば、各事業者の一般的なメール取扱いルールで十分ではないかと考えます。

所管課に確認ですが、届出書を添付ファイルにして個人情報メールで送ることはありませんか。

(所管課) それはありません。

(事務局) メールの中で質問などは想定されるけれども、メール本文には個人情報はありますか。

(所管課) メール本文には個人情報を書かせません。

(事務局) 中村会長の御質問の答えとしては、個人情報がメールでやり取りされることは基本的にないと思います。

(中村会長) ないことを前提として考えているのですね。

(所管課) はい。

(中村会長) 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。ないようでしたら、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】 障害者自動車燃料費助成事業に係る福祉保健システムの改修及び運用について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件6「障害者自動車燃料費助成事業に係る福祉保健システムの改修及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(中村会長) 特にないということよろしいですか。それでは、案件6につきましては承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(吉田委員) 承認後に申し訳ありません。71、72 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の9(1)「■作業員以外の入室可」の項目に、どなたが何人入室するのか人数の記載がありませんが、これでよいのですか。

(事務局) 所管課に確認して、人数を記載させます。

(中村会長) はい、お願いします。

(7)【案件7】横浜市収入金の口座振替収納データ伝送業務委託について

(中村会長) 次に、案件7「横浜市収入金の口座振替収納データ伝送業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) DVDを持ち運ぶリスクを考えると、この業務の必要性はある程度肯定されると思えます。その関係で参考までに教えてください。事務手数料の負担が相当高額になるとのことでしたが、具体的な規模はどのくらいと予想されますか。

(所管課) 現在、横浜銀行とみずほ銀行から事務手数料の相談が来ています。これら2行で計算すると、約8,000万円の支出が必要になります。

今後、そのほかの銀行全てから要求されるとなると、先ほど説明したとおり収納代理金融機関は40行ありますので、11億という試算金額になります。本件の業務委託の委託料であれば、1,000万円程度でまかなえると思われるので、委託した方が効果的であると考えています。

(三品委員) よく分かりました。ありがとうございます。

(中村会長) ほかにいかがでしょうか。それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(8)【案件8】在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件8「在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(事務局) 事務局から1点補足説明がございします。前回1月の審議会において、本件の審議と同様に、横浜市立大学における在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの御審議をいただきましたが、その際に、委員から「横浜市全体としてのテレワークをする際の基準」について御質問をいただきました。案件8の審議の後に、総務局行政・情報マネジメント課から運用面について御説明いたします。

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。御意見ありますか。

事務局からも説明があったように、つい最近、横浜市立大学でも同じようなシステムを使った案件があったので、問題はないかと思えます。この「シン・テレワークシステム」の利用は令和3年の実証実験の無

償開放期間までで、その実証実験期間が終了した後は同等以上のセキュリティ要件を満たしたシステムに切り替える予定のようですが、現時点でセキュリティ要件を満たしたシステムは既に開発されているのでしょうか。

(所管課) 現時点でも同様のリモートデスクトップシステムを用いたシステムはありますが、有償仕様となっています。切り替えるに当たり、金額面とセキュリティ面を担保したものを選んでいくことになると思います。

(中村会長) なるほど、分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。特にないようであれば、案件8を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) 続いて、案件8に関連して、「市の在宅型テレワーク」の制度について報告があるそうです。

(事務局) 追加資料を御覧ください。「横浜市職員テレワーク制度(仮称)における個人情報の取扱いについて(その他)」とある資料に沿って御説明します。内容につきましては、業務主管課である総務局行政・情報マネジメント課から御説明します。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) 非常に整理された説明ありがとうございました。よく理解できました。

ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから何かございますか。

(板垣委員) 私も非常によく理解できました。ありがとうございました。

確認ですが、テレワークの場合の情報端末、つまりパソコンは庁内で貸し出す、回線は横浜市の独自回線を使うということですね。

(所管課) 回線も端末も、市側で準備したものを貸し出すことを考えています。

(板垣委員) 横浜市庁舎の中にあるパソコンを回線ごと自宅まで持っていくイメージですか。

(所管課) そうですね。ただ、持ち帰るパソコンの中はWindowsのOS以外は空のものです。業務データなどが入っている自席の端末は持ち出さず、リモートから接続して遠隔操作するためのものだけが入った端末を持ち出すような形です。

(板垣委員) それであれば理論的には、端末が途中で奪われたり、紛失したりしないようにという程度で、個人情報の取扱いにしても、それほど気をつけなくてもいいと感じます。説明のとおり、市役所内の個室で1人で仕事している人と何が違うのかという話になりますね。ただ、やはり市庁舎から管理が離れたところで仕事しているのだから、誰が見ているか分からないし、悪いことをしないように、それぞれの職員のモラルに任せるということになりますね。

(所管課) 仕組みとしては、重要な情報を取り扱っているシステムであれ

ばログが取られています。悪意を持った者がいれば、後からきちんと追える仕組みはあるかと思います。

(板垣委員) 一つ質問ですが、我々の大学などでは、学生が期末試験をリモートで受けるとき、常時カメラで監視するシステムを取っています。同じように、仕事している様子をカメラで確認することまではしないですか。

(所管課) 今の段階では、そこまでは考えていません。ネットワーク専用線を使っていることもあり、あまり大量のデータをやり取りしてしまうと、コストにもはね返ってきてしまう部分があります。

(板垣委員) 仕事の画面を映すのではなく職員が仕事しているところをモニターするだけなので、インターネット回線で構わないのですが。大学の期末試験はそこまで徹底してやるので、参考までにお聞きしました。

(加島委員) 分かりやすい資料をありがとうございます。場所について質問します。テレワークは自宅でやるのが原則なのでしょうが、サテライトオフィスのような場所を借りてやることについてはどうなのでしょう。

(所管課) 自宅以外での利用は出張業務のある人が出張先で利用する場合という考え方なので、サテライトオフィスにわざわざ出向いて利用するということは現時点では考えていません。ただ、いろいろ試していく中で要望等を聞くことはあるかと思います。現時点では、企業や他都市の会議室などの出張先を考えています。

(加島委員) 余談ですが、「自宅だと子どもが来たりして仕事にならないので、場所を借りてテレワークをしたい」という話を聞いたことがあったので、気になってお聞きしました。事前に登録してその場所で仕事をすると分かっていたらいいのだと思います。出張先と同じような扱いで考えてもらえればと思います。

(中村会長) ほかにございますか。了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 港南台第二保育園防犯カメラ運用事務

イ 野庭第二保育園防犯カメラ運用事務

ウ 旭区市立保育所防犯カメラ運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 国際園芸博覧会招致推進事業

イ 市街地開発事業による整備効果検証のための人口動態調査業務

ウ 駐車場法第12条から第14条に基づく届出受理事務

エ アットホームスタディ事務

(3) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託に

についての報告

横浜市マイナンバーカード臨時申請窓口における予約システム導入について

(4) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜市中心企業融資制度事業

イ 市営バス乗務員に係る添乗調査

(5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告

横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託

(#ヨコハマポジティブエイジングフォトコンテスト)

(6) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託についての報告

横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託

(#ヨコハマポジティブエイジングフォトコンテスト)

(7) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告

管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム 移行データ作成業務委託

(8) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告

審査請求に係る審理及び裁決に関する事務

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (2件)

(10) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)

(11) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (1件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和3年1月23日～令和3年2月19日)

(2) WEB会議システムの利用に係る庁内ルールについて

(3) その他

(中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。

<資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(加島委員) WEB 会議システムの庁内ルールについて、御説明ありがとうございました。分かりやすくいい資料です。

実際に使うに当たって、マニュアルはどこかに用意されていますか。WebexにしてもZOOMにしてもTeamsにしても、それぞれ使い方がかなり違うので、会議への入り方などをマニュアルに整理した方がいいと思います。

その中で、例えば「招待メールにはパスワードを含めず、別に通知すること」「ミーティングロックを必ず設定すること」などを記載しておけばよいと思います。例えばWebexでは、第三者が入れないようにするために、ミーティング開始から15分以内に会議に参加しないとロックされる仕組みがマニュアルにあると思います。

庁内ルールを読むのも大変だと思いますので、実際に会議するときのマニュアルに、具体的なセキュリティのチェックの部分を補記しておけば、分かりやすく、守られると思います。もしまだマニュアルがないのであれば、そうしたマニュアルと作ってもらえたらと思います。

(事務局) 御意見ありがとうございます。現状、そこまでは整っていませんが、今の御意見はセキュリティ担当に伝えて、ユーザーにとって便利で事故も防げるようなマニュアルの準備を進めていきたいと思います。

(加島委員) よろしくをお願いします。

(事務局) この件に関して、大谷委員から事前に御意見をいただきましたので紹介します。

「システム選定基準について特に問題ないと感じました。ただ、庁内ルールについて不足があるとすれば、WEB会議の実施に際して不正アクセスやルール違反等の疑いが生じたときに、主催者からセキュリティの責任者にそれを報告することが述べられていない点です。追記をお勧めします。」とのことです。

これについては、確かに明記はされていませんが、庁内のルール上、そういった不正アクセス等があったらすみやかにセキュリティ担当に報告が入る体制を取っているのです、問題ないかと思います。いただいた御意見は、先ほどの加島委員の御意見と併せて、セキュリティ担当に報告します。

(中村会長) よろしくをお願いします。ほかに御質問がなければ、了承してよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承します。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、令和3年3月24日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB

	<p>会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議に参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>詳細につきましては、後日御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは本日の審議会は閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第188回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第188回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年3月24日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和3年3月24日第189回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規